

## 畳類公正競争規約作成連絡会 第23回 幹事会 概要

日時：平成30年10月1日（月）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎4号館 共用220会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本畳事業協同組合、全国畳材料卸商組合連合会、全国畳材商社会、全国畳産業振興会、全日本 ISO 畳振興協議会、全日本 JIS 畳床工業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会  
オブザーバー 消費者庁、農林水産省

- ・畳類公正競争規約作成連絡会の会員に向けて9月に実施した「連絡会の体制変更に係る意見募集」結果を報告した。会員427人のうち15人が返信。
- ・このうち新幹事の構成が旧幹事と同じでは総辞職して新しいスタートの意味がない。そもそも幹事の承認は、総会決定事項であり、幹事会で決定できるものではない。との指摘があったことなどを報告した。
- ・全国い製品卸商業団体連合会の会長が、佐々木徹氏から松永賢一氏となったことから連絡会の幹事も松永氏に変更となり、松永氏より就任挨拶があった。

### ○幹事会について

- ・意見募集で幹事の選任手続きで指摘されたことを受けて臨時総会又は次期総会を開き改めて選任することを検討していく事となった。幹事は各団体の長が推薦されるので幹事が同じ顔触れになるのはやむを得ない面もある。
- ・当面は、旧幹事で「意見交換会」＝案＝として活動、原点に返って会員の意見を求める。特に「畳仕様書」については総会で承認されており、規約に基づいて実施する方向を確認した。
- ・総辞職しても誰も変わっていないとの指摘もあるが、これは結果的には同じメンバーとなった。しかし私たちの意識としては、「もう一回やり直そう」ということで選任してスタートするという事だ。この際思い切って解散することもひとつの方法ではないか。
- ・解散するには、解散後の筋道だけはある程度立てて、それを課題として次に引き継ぐ。今までやってきたことを無にするのではない。

### ○今後の取り組み方について

- ・この畳類公正競争連絡会は畳表（産地）偽装問題から提起されたもので、会員の意見を参考として原点に戻りシンプルな仕組みを構築していくことが必要ではないか。「消費者目線に立って良質な畳を提供する」ために、前向きに進めたい。「畳仕様書」できちんと伝えていく事だ。
- ・過去に実施した産地（生産団体）の実態流通調査で「産地の国産枚数より、なぜ畳屋さんの取扱量は国産畳表の割合が多いのか」という疑問で平成21年から公正競争規約づくりが始まった経緯がある。
- ・産地の状況は、平成21年に1,000坪だったイ草面積は現在530坪に減少するほど逼迫している。総会では決まらない、流会する、いろんな問題で批判を受ける。皆さんが公正競争規約を必要としているのか。必要性を持っていればすぐに決まるはず。9年かけ

でも決まらないというのは考えられない。

- 公正競争規約が仮に決まらなくても、産地は守らないといけない。そのためには、いま実施しているのはQRコード付きタグ、熊本県い業協同組合が検査して（熊本県証紙）を付けて出荷する、GI（地理的表示保護制度）の活用。これは確実にキープする。
- 一時解散、新議長を決めても規約違反、総会に諮らず自分たちで勝手に決めるのか等の指摘を受ける。新しいメンバーが決まってもまとめきれない。「9年かけても豊類公正規約が決まらない」状態が続くなら、臨時総会を開いて解散すべきと思う。一回立ち止まって考えることも必要ではないか。
- 総会で承認された「豊仕様書」を基本に実施したい人で実施していくのもひとつの方法だ。規約はすでにできており、一回解散して再度立ち上げる。今の豊仕様書に賛同する人たちが活動していくのもひとつの考え方ではないか。
- もともと規約を作られた人はこの席にいないのではないか。まずは、生産者の問題。全日豊さんの消費者を保護する偽装の問題から始まった。連絡会会則は簡単にいくと思ってオーソドックスな形を何かのモデルを使って作ったと思う。規約を作る段階でいろいろ問題が起こってくるとは誰も予想しなかったと思う。
- 私ども流通として途中から入ってきて聞いたのは、生産者保護、消費者保護もある。その中に入っているからパイプ役（連絡係）として一緒に協力して欲しいとの要請であり、「我々を通すことで業界がうまくいって流れるのであれば協力しましょう」と引き受けた。この意見募集を見ると、規約のことでなく総会の運営についての意見が大半だ。「規約や業界を良くしたいということをやっているのに、ほとんどそうした議論には至らず、連絡会の運営に対する指摘に集中している」といった見方は多い。
- 「連絡会」という組織はすでに停止状態。もう休会にして別の組織を立ち上げて、いま出来上がっている豊仕様書を個々の判断で利用し、その普及を待ったらどうか。
- いまネックとなっているのは、全日豊さんの流れの中で、一番初めに、豊の注文を受けたときに出す書類、出来上がった時に出す書類を3部作る話があった。あの当時、傍から見ると、全日豊さんにとって必要な項目を全部あの中に突っ込んだようにも感じられた。これらの書類が「面倒くさい」「ややこしい」「難しい」という意見を取り入れて今の「豊仕様書」がシンプルになった。「偽装」、「国産」を考えたとき、生産者を助けるためには今の「豊仕様書」はシンプルになったので、納得した人だけが、参考として使っていくという組織作りが必要。これが業界の将来を見据えて英断を下したといえるのではないか。その方たちには「しっかりやってくれ」と将来を託していく。そうした人たちに集まってもらって、8団体はバックアップする。
- 私の地元では、50～60人のメンバーでは、これまでの流れの中で変更しながらも理解してもらい「わかりました。いつからやるんですか」と楽しみにしている。
- 賛成する人、反対する人、双方いますので、一回は解散するべきだと思いますよ。なので、賛成する人たちが集まることも大事ですね。  
私たちが経験したことは継承していくことです。そして検証してもらおう。時間をかけてまとめたものです。
- 意見募集のなかで「豊類公正競争規約が必要なのか」という疑問があったが、なぜ消費者のために何故親切丁寧に説明することをみんなでやろうとしないのか。
- 熊本では、出荷証明をきちんと出して全部証明している。「古か新か」から肥料名と残留

農薬など細かく調査している。産地は産地を味方してくれる人とタイアップしたい。次に連絡会解散したあと協議会の設立がある。まず設立に向けての費用が集まるのか。

「お金を出したくない」のがホンネではないか。

- かつて国産豊表に1枚10円の賦課金をつけて販売することを提案、「それはいいですね」という話になったが最終的には否決された。「誰が払うのか」という問題となった。だれが払うか「お客様が払う」と説明したが理解されなかった。「縁下紙の賦課金」並みにすれば3,000万円は集まる予定だったのだが。
- いまの状況から見れば設立は厳しいと思う。協議会の設立はお金の問題で行き詰まる。我々も協議会に何百万円出してくれといわれても出せない。連絡会への交通費も各自の自腹の状態だ。
- ある議員から「公正競争規約できちんとルール作りすれば豊も正直に消費者に届くよ。やりなさい」とアドバイスを受け、全日豊さんに話されてこういう流れになったと思う。9年かかって成立しないような規約づくりならいったん立ち止まることだ。
- 産地は産地で行えるQRコード付きタグ、糸の挿入、熊本県い業協同組合の検査でラベルを付けて「これが国産」の表示を一生懸命やっていくしかないのかと思う。
- もう「国産だ、中国だ」と言っている場合ではない。豊が減っている。中国での作付面積は10,000畝あったが、今は2,000畝に減っている。また、業者も300社から58社に減っている。

#### ○連絡会の組織活動について

- いったん解散して、また希望者を集めてまた立ち上げる。総会では事業内容に関する質問ではなく、総会の進め方でつまづいている現状では総会すら成立しない。
- このまま続けるのではなく、いったん立ち止まって考えることも必要ではないか。解散することには賛成。※解散については出席者幹事全員が賛成した。
- 今後、消費者庁、農水省もバックアップして頂けるかですが。
- 今まで好意的にやって頂いているが、今後は行政に甘えることもできないし、基本的には我々自身で会場探しから議事録作成などもやってく体制を作っていかなければいけない。
- 次の組織に渡すにしても、そこと我々8団体との関わりをどうするのか。全く手を離すわけにもいかない。何らかの接点は持っていきたいですね。
- 連絡会の活動停止を求める意見もあり、連絡会の活動はやめて仕様書に賛同する人たちだけの組織を作って、それに向かっては会員8団体だけで運営する。普及の状況を見ながら1年間凍結して、それなりに公正競争規約の設立に向けて申請する方向で進めていくのか、業界の標準化（豊仕様書）だけにするのかを検討するとしても、まずは生産者の保護と消費者とのパイプはつないでいきたい。
- 仕様書は幹事会で決めたが、会員とは仕様書についての議論はやっていない。これから実行するとなればまた同じことが起きる。QRコードになるかもしれない。
- 一度、連絡会を解散してきれいに清算したほうがよいと思う。ゼロ状態に持っていく。その後、立ち上げるのは、私どもでなくそういった意思を持った方々です。後々の公正競争規約を申請するかどうかというのはあくまでも別の話であって、仕様書自体は「正直に消費者に向かって正確なことを伝達する」という取り組みです。連絡会の存続を止めてまず

ゼロに戻りましょう。

- ・公正競争規約のスタートがこれから2年なのか3年なのか5年なのか。そのうちに中国表もなく国産表もないしという時代に突入する。国内のイ草農家がこれ以上減らないように、国産イ草を普及させる手段を考え、どうすれば仕事量は増えるだろうとか、その為の予算をどうするか、前向きな議論を行う会合になってくれば、やりがいがある。決まり事をやる、やらないの議論だけでなく、それ以上の議論ができる会を作って頂きたい。
- ・そこなんです。そこが見えればみんな参加する。

#### ○連絡会の方向性について

- ・こうした足踏み状態が続くようなら、連絡会の活動が停滞している。この状態から打破するためには臨時総会を開いて解散する。
- ・まず、停止するのか、解散するのかについて検討したい。
- ・今の組織（連絡会）を無にすることはならない。豊業界はこれから先、全日豊さんに入っている方は別として、加入していない方は投げやりになると思う。再びこの話が出て「潰れる」ということになる。今までやってきたことを無にしないような形として続けられる形を取りたいですね。
- ・停止すれば、いつ再開するのか。
- ・受け継いだ人たちが決めるのではないか。
- ・停止なら会としては存続することになる。今後の事は委員会で検討してはどうか。
- ・停止ならお金もそのまま残しておくことになる。解散なら清算できる。停止は、残っているお金を凍結してそのままにすることになる。解散なら8団体に頭割りで1回返せばいい。そして別の組織に移してその費用でやっていく事を考えてもいいわけだ。
- ・これまでの活動の中で、いろいろ問題提起しながらやってきたので無にはなっていない。
- ・豊屋さんの中でも、「将来を考えてやっていこう」という賛成の方はおり、そういう賛同の方たちからまず、一石を投じていただければよい。
- ・それに賛同される方はご利用下さいでいいのではないか。仕様書の発行は8団体で行い、内容が良いか悪いかは消費者の意見も聞きながら訂正して完璧なものに仕上げていく形にすればどうかと思う。
- ・せっかく、業界として上から下まで、これだけのみんなが集まる組織になった。これは、やっぱり形として残すべきじゃないか。ほんとに総解散でなくて。連絡会の動きは止めよう。
- ・「イ草と豊を普及させる会」などに名称を変えてはどうか。
- ・名称は変えなければいけないと思う。「公正競争規約」という言葉自体に拒絶反応がある。
- ・会員を募るのではなく、「あるところがこういうことをやり出しました。賛同する人はやってください」というやり方ですね。これは川上から川下まで一連のものですと説明し、興味ある豊屋さんにご利用下さいという形にするのもひとつの方法です。
- ・今の連絡会幹事会でいろいろ決めても通らない。協議会立ち上げようにも費用捻出の議論さえできていない。
- ・連絡会の幹事会として解散なら解散ときちんと決めておかないといけない。総会はやらなければならない。

以上